

協議第 3 2 号

清掃事業の取扱いについて（その 1）

清掃事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

清掃事業の取扱いについて

- 1 浄化槽保守点検業者の登録等手数料については、合併後の更新時に熊本市の例により統合する。
- 2 清掃事業のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ・ 合併処理浄化槽整備事業
 - ・ ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（清掃事業）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
32		清掃事業の取扱い				
	1	浄化槽保守点検業者の登録等手数料	環境保全部会	第6回		
	2	合併処理浄化槽整備事業	環境保全部会	第6回		
	3	ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発	環境保全部会	第6回		

協議項目	32 清掃事業の取扱い	小項目名	1 浄化槽保守点検業者の登録等手数料
調整方針	合併後の更新時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容																		
市町名	熊 本 市	富 合 町																			
市町別内容	1 登録業者数 32社 2 登録期間 3年(平成19年4月1日更新) 3 保守点検業の登録手数料等 別添のとおり ※根拠 熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例	1 登録業者(熊本県の登録)※富合町関係業者は6社 2 熊本県の登録期間 3年 ※ 富合町関係業者6社の内、5社は平成19年4月1日更新、1社は平成20年8月1日更新 3 保守点検業の登録手数料等 別添のとおり ※根拠 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	合併後の更新時に熊本市の例により統合する。 熊本県知事の登録を受けて富合町の区域において浄化槽保守点検業を営んでいる業者は、合併後は、熊本市長の登録を受けているものとみなす。ただし、その有効期限は、平成22年3月31日までとする。																		
	■浄化槽保守点検業登録手数料																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>熊本市</th> <th>熊本県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽保守点検業者の登録又は登録の更新を受けようとする者</td> <td>1件につき 30,000円</td> <td>1件につき 33,600円</td> </tr> <tr> <td>登録証の再交付を受けようとする者</td> <td>1件につき 500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浄化槽管理士の資格確認証の交付を受けようとする者</td> <td>1件につき 750円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保守点検器具の検査を受けようとする者</td> <td>1件につき 1,500円</td> <td>無 料</td> </tr> <tr> <td>保守点検器具検査済証の再交付を受けようとする者</td> <td>1件につき 800円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	熊本市	熊本県	浄化槽保守点検業者の登録又は登録の更新を受けようとする者	1件につき 30,000円	1件につき 33,600円	登録証の再交付を受けようとする者	1件につき 500円		浄化槽管理士の資格確認証の交付を受けようとする者	1件につき 750円		保守点検器具の検査を受けようとする者	1件につき 1,500円	無 料	保守点検器具検査済証の再交付を受けようとする者	1件につき 800円	
	区分	熊本市		熊本県																	
	浄化槽保守点検業者の登録又は登録の更新を受けようとする者	1件につき 30,000円		1件につき 33,600円																	
	登録証の再交付を受けようとする者	1件につき 500円																			
	浄化槽管理士の資格確認証の交付を受けようとする者	1件につき 750円																			
	保守点検器具の検査を受けようとする者	1件につき 1,500円		無 料																	
	保守点検器具検査済証の再交付を受けようとする者	1件につき 800円																			
	■浄化槽保守点検回数(主なもの)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>浄化槽の型式</th> <th>熊本市</th> <th>熊本県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独浄化槽</td> <td>年12回</td> <td>年3回若しくは4回</td> </tr> <tr> <td>合併浄化槽(20人以下)</td> <td>年6回</td> <td>年3回</td> </tr> <tr> <td>合併浄化槽(21人から50人以下)</td> <td>年6回</td> <td>年4回</td> </tr> <tr> <td>合併浄化槽(51人から200人以下)</td> <td>2週間に1回</td> <td>2週間に1回</td> </tr> <tr> <td>合併浄化槽(201人以上)</td> <td>1週間に1回</td> <td>2週間に1回</td> </tr> </tbody> </table>		浄化槽の型式	熊本市	熊本県	単独浄化槽	年12回	年3回若しくは4回	合併浄化槽(20人以下)	年6回	年3回	合併浄化槽(21人から50人以下)	年6回	年4回	合併浄化槽(51人から200人以下)	2週間に1回	2週間に1回	合併浄化槽(201人以上)	1週間に1回	2週間に1回		
浄化槽の型式	熊本市	熊本県																			
単独浄化槽	年12回	年3回若しくは4回																			
合併浄化槽(20人以下)	年6回	年3回																			
合併浄化槽(21人から50人以下)	年6回	年4回																			
合併浄化槽(51人から200人以下)	2週間に1回	2週間に1回																			
合併浄化槽(201人以上)	1週間に1回	2週間に1回																			
熊本県は法律に基づいた点検回数を定めているがエアープンプ、消毒薬などの状況から必要に応じて点検回数を増やすこととしており、富合町においては熊本市に準じた保守点検回数を実施されている。																					

協議項目	3 2 清掃事業の取扱い	小項目名	2 合併処理浄化槽整備事業
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 小型合併処理浄化槽設置費助成 公共用水域水質汚濁原因の 80%以上が生活排水によるものであり、生活排水対策の推進は緊急かつ重要な課題である。そこで、し尿と併せて生活雑排水も処理でき、下水道に比べ安価で同等の水質保全効果のある小型合併処理浄化槽の普及を促進し、公共用水域の水質保全を図るため、下水道認可区域外において、小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、社会的便益に相当する分として設置費の4割程度を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽 342,000円 ・ 6～7人槽 414,000円 ・ 8～10人槽 537,000円 ・ 11～20人槽 939,000円 ・ 21～30人槽 1,566,000円 ・ 31～50人槽 2,058,000円 (平成19年4月1日現在) <p>※根拠 浄化槽法 第51条 熊本市小型合併処理浄化槽設置補助金交付要綱</p> <p>平成16年度決算 106,092千円 (268基) 平成17年度決算 89,946千円 (229基) 平成18年度予算 90,000千円 (220基予定)</p>	<p>1. 小型合併処理浄化槽設置費助成 事業の目的については、熊本市に同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽 354,000円 ・ 7人槽 411,000円 ・ 10人槽 519,000円 <p>※根拠 浄化槽法 第51条 富合町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</p> <p>平成16年度決算 0円 (0基) 平成17年度決算 0円 (0基) 平成18年度予算 0円 (0基) ※平成14年度以降、補助金交付は行っていない。</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:環境保全部会

協議項目	3 2 清掃事業の取扱い	小項目名	3 ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発 ①
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 再生資源集団回収助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙 1kgあたり 6円 ・古着 1kgあたり 4円 ・アルミ缶 1kgあたり 4円 ・びん類 1kgあたり 4円 <p>※回収品目の拡大予定</p> <p>平成16年度決算 34,276千円 (延べ989団体)</p> <p>平成17年度決算 38,610千円 (延べ1,031団体)</p> <p>平成18年度予算 38,000千円 (延べ1,057団体)</p>	<p>1. 資源ごみ回収活動助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙 1kgあたり 4円 ・布類 1kgあたり 4円 ・空き缶(アルミ) 1kgあたり 4円 ・空きびん(生き瓶) 1本あたり 2円 <p>※事業者が資源物を逆有償で引き取った場合は、事業者に支払った金額を町が補償する。</p> <p>平成16年度決算 456千円</p> <p>平成17年度決算 404千円</p> <p>平成18年度予算 500千円</p>	合併時に熊本市の例により統合する。
	<p>2. 生ごみ堆肥化容器助成</p> <p>購入費の1/2助成(上限3,000円)</p> <p>平成16年度決算 533千円(354基)</p> <p>平成17年度決算 500千円(364基)</p> <p>平成18年度予算 500千円(323基)</p>	2. 該当なし	
	<p>3. 家庭用生ゴミ処理機助成</p> <p>購入費の1/2助成(上限20,000円)</p> <p>平成16年度決算 7,447千円(375基)</p> <p>平成17年度決算 10,483千円(525基)</p> <p>平成18年度予算 10,500千円(525基)</p>	3. 該当なし	

次頁へ続く

協議項目	3 2 清掃事業の取扱い	小項目名	3 ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>4. 減量美化推進員制度 「熊本市減量美化推進員設置要綱」に基づく、市と市民が一体となった地域活動を展開することにより、ごみ減量化及び環境美化の推進を図るため、町内自治会が減量美化推進員を選任し、市に登録する。市は清掃用具の貸与や研修等によりその活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 727 町内のうち 589 町内が登録（2 月末現在） ・ H18 減量美化推進員見込み数：620 人 <p>平成 16 年度決算 967 千円 平成 17 年度決算 1,914 千円 平成 18 年度予算 1,863 千円</p> <p>5. リサイクル情報プラザ 市民にリサイクルに関する情報提供等の意識啓発を行うことにより、リサイクルとごみ減量を推進し、環境の保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルの体験学習、講座、研修会の開催、不用品の展示及び斡旋（公開抽選） ・ 年間約 3 万人来館 <p>平成 16 年度決算 22,749 千円 平成 17 年度決算 22,819 千円 平成 18 年度予算 24,065 千円</p>	<p>4. 該当なし</p> <p>5. 該当なし</p>	